

# 「協定案」ナシで 指定管理に移行

# 町民・生産者尊重の「協定」を

町政上、「目的にそって成功するのか、膨大な負担がのしかかるのか」など、重要な焦点となっている道の駅・せせらぎの里「こうら」の運営・経営を「指定管理」に移す条例が12月12日、議会で可決（日本共産党の2議員は反対、他は賛成）。指定管理に選定されたグループ企業は、パシフィックコンサルタンツ株式会社・TSP太陽株式会社・株式会社シンセニアンです。

道の駅・せせらぎの里「こうら」をグループ企業の指定管理に移行する条例に対し、党議員を代表して西澤議員が討論を行いました。

（見出しは編集者）

企業グループに指定管理させることについて意見を述べます。

## 公的責任を放棄する

### 「指定管理制度」に原則反対

私達日本共産党は、「管から民へ」との口実で、公的責任を放棄する「指定管理制度」に原則反対しています。同時に一律的に反対の立場はとりません。公的業務の目的に合致するか、住民の意向や監視が反映される仕組みが構築されているのかの視点で個別に検討する立場をとります。

公的業務の目的に合致するか、個別に検討

### 個別に検討

その上で、

1、住民合意のもとで道の駅を核とした都市住民との交流をすすめ、地域振興と甲良町農業の発展を目的とした発展方向に町が責任をゆるめたのかと思わせる指定管理だと言わざるをえません。



私たちは、もともと「住民合意がないまま、ハコモノ優先で、特産品も甲良町農産物の出荷能力も整わないうちに、建設だけ先行するやり方を改めよ」という基本で対処してきました。そして施設がオープンされた段階では町政そのものを暮らし・子育て・農業応援をもっと重視してすすめてこそ町民合意が得られること。町民同志を分断し、垣根をつくっている同和特別策を1日も早く終了すること、町民みんなが垣根なく一致協力できる土台をつくることこそ道の駅の設置目的をかなえるものだ」と主張を展開してきました。

### 町民合意・発展方向に

#### 町が責任を負うべき

2、だからこそ、運営・経営を民間や第3セクターにまかせれば、それでは限らないとする立場を取ってきました。つまり、町内生産者、加工業も含め、育成・発展、農畜産物出荷

### 直売所の売上等実績

#### 平成25年度

（特別会計決算より・千円以下切り捨て）

一般会計から繰入金	1,677万円
売上総額	1億1,445万円
・受託販売収入	7,875万円
・仕入販売収入	984万円
・グッズ・土産等販売収入	1,326万円
・軽食販売収入	1,258万円
差し引き損益	57万円

#### 平成26年度

（4月～11月・千円以下切り捨て）

一般会計から繰入金	721万円
	（当初予算1,548万円）
売上総額	9,353万円
・受託販売収入	7,236万円
・仕入販売収入	446万円
・グッズ・土産等販売収入	725万円
・軽食販売収入	835万円

力を強めるという課題をベースに、町政が深く関わり、責任を課さねばならないと考えるからです。

3、今回、「当グループの運営方針のご提案」をもとに、説明された企業さんは、全分野にわたる道の駅成功のノウハウ、エッセンスを示して頂きまし

## 甲良民報

2014年12月29日【1月4日】 632号  
発行責任：日本共産党甲良町議員団  
連絡：甲良町在土463（西澤）  
Tel.Fax38-4949

みなさんのお声・願いをお待ちしています 暮らし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123

日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール [siga-koura463@jcp-nobuaki.com](mailto:siga-koura463@jcp-nobuaki.com) ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

た。「商品力」「もてなし力」「売り場力」「発信力」など、経営体としては、ごく当然の視点を方針化したもので、ここに示された方針、方向性を町が責任をもって立案してこなかったこと自体の弱点をしっかりと総括しなければならないと思います。

監理・運営の白紙委託に等しい  
4、指定管理に移す上で町の基本方針が協定書案に示されていないこと、協定書案そのものも、骨格も作成されていないことは最大の弱点です。

つまり、グループ企業が示された当「提案」が町との協定書として、実行されるかも定かではありません。現時点で保障がありません。これは、町行政と議会との関係でいっても、今回の議案に賛成することは白紙委任状に印をつけて提出するようなものです。

5、さらに、「赤字補てんナシ」盛り込まない

指定管理料を支払う上に、運営補助金は継続すると答弁されました。これ

③ 指定管理料

●ご提案する指定管理料●  
5年間の総額：21,420,000円（税込）

初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	総額（税込）
13,900,000	5,520,000	2,000,000	0	0	21,420,000

想定されている指定管理料の上限額の約31%（5年合計69百万円-約48百万円）

では何のための民間委託なのか筋が通らず、その上に「赤字補てんは行わない」との協定項目は入らない。これでは、独立経営体に管理運営をまかせ形はとるが、町財政の出費は続けることではありませんか。

協議機関の設置あいまい

町及び生産者組合との定期協議も常設機関の設置も明言はなく、「年1回正式に」というだけです。年1回では、形式上の確認のみに終わってしまうキケンがあり、「提案7ページ」にある「運営の監視」はたいそう弱いもので、町側の指示や提言を受け入れる協定項目が盛り込まれる見通しは少ないと思われます。

現職員の身分保障を

6、指定管理に移すにあたって、職員は、継続して雇用するとの文言も明文化する必要があります。

町政の責任で

特産品などの基盤強化を

以上述べましたが、道の駅発展のためには、それを支える町の自発的努力と農業生産をはじめ、加工品の事業ベースにのせること、果実栽培を

本格的に育成する大胆な挑戦が、残念ですが、営利企業に運営を丸投含む基盤強化施策の立案に等しく、運営補助金は継続され指定管理料を3年間(2142万円)払い続け、そのうえ必要な改造などの経費はこの努力を抜きに、町も示さないまま、しかも、町負担とされる模様。営利企業に指定管理が決定された現（運営）補助金を払い続ける在では、当局が当初目的にしていた「地域振興・甲良町農業の振興」が実効性によって、「協定案」をある施策によって進展されるよう監視会にも示した上で、1かことを求めて、反対といと提案を強めたいと思います。

日本共産党甲良町議員団

- 貴町からの監視、貴町との緊密な連携と、双方の意向を確認しながらの事業推進
- 定期的な意見交換の場、定期的な現場交流など
- 生産者への栽培指導等による農業振興の推進

- 行政と地域住民の間に入る“潤滑油”
- “行政”と“道の駅経営者”としての二面性の困難性を軽減



図・表は 12 月議会で示された「道の駅せらぎの里こうら当グループの運営方針のご提案」より

